

防災アプリ導入業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、防災情報等の緊急音声放送を伝達する防災アプリを新たに導入するものとし、安定的で機能的に優れた防災アプリの導入ができる質の高い事業者を選定することを目的とする。

2 プロポーザル概要

- (1) 業務名
防災アプリ導入業務
- (2) 業務内容
別紙「防災アプリ導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年1月29日（木）まで
- (4) 提案限度額
7,777,000円（税込）
- (5) 最低制限価格
設定しない。

3 プロポーザル公告から契約締結までのスケジュール

日 程	内 容
令和7年7月11日（金）	募集要項の公表、公募開始
令和7年7月18日（金）午後5時まで	質問書の受付期限
令和7年7月28日（月）	質問書に対する回答期限
令和7年7月28日（月）午後5時まで	参加表明書等の提出期限
令和7年8月8日（金）午後5時まで	提案書類の提出期限
令和7年8月21日（木）	選定委員会（ヒアリング）出席
令和7年8月22日（金）※予定	審査結果の通知

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次のとおりとする。

- (1) 参加表明書を提出する時点で、呉市の令和7～10年度物品・業務委託等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布
公告の日から令和7年7月18日（金）までの間に、呉市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 仕様書等に対する質問及び回答
仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告の日から令和7年7月18日（金）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式第9号）により、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、必ず電話にて送信の旨を速やかに連絡すること。

電子メール：kurekiki@city.kure.lg.jp

F A X：0823-25-0315

ウ 回答方法 質問者に随時回答するとともに、呉市ホームページに回答を掲載する。

エ その他 質問回答については仕様の一部とする。

6 参加表明書等の提出

(1) 受付期間

ア 公告の日から令和7年7月28日（月）午後5時まで

イ 持参による受付は、閉庁時を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

本募集要項の12の担当部署へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。【受付期間内必着】

(3) 提出書類

No.	様式及び書類名	提出部数、留意事項等
1	参加表明書（様式第1号）	1部
2	参加表明書等受領書（様式第2号）	1部 参加表明書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。郵送で提出する場合は、110円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

7 提案書類の提出

(1) 受付期間

ア 令和7年8月8日（金）午後5時まで

イ 持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

本募集要項の12の担当部署へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。【受付期間内必着】

(3) 提出書類

No.	様式及び書類名	提出部数、留意事項等
1	提案提出書（様式第3号）	10部（正本1部、副本9部）
2	提案書等受領書（様式第4号）	1部 提案書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。郵送で提出する場合は、110円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
3	提案書（様式第5号）	10部（正本1部、副本9部）
4	参考見積書（様式第6号） 内訳書（様式任意）	10部（正本1部、副本9部） 参考見積書には、提案限度額を限度に記載すること（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。 内訳書には、その積算根拠を記載すること。
5	提案に関する図書（様式任意）	10部（正本1部、副本9部）
6	実績調書（様式第7号）	10部（正本1部、副本9部）

		同種・同規模の実績を主に記載し、契約書の写し（鑑のみで可）を添付すること。
7	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	1 部 国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3。税務署で提出日前 3 か月以内に作成されたもの。写し可。
8	選定委員会出席者届出書（様式第 8 号）	1 部

(4) 提案書類の作成方法

提案書類は、次の事項に留意するとともに、仕様書等の内容を踏まえて作成すること。

- ア 用紙は、A 4 縦・横書き・片面使用・左綴じとし、目次を作成するとともに、下部にページ番号を記載する。
- イ 表紙は、「1 提案提出書（様式第 3 号）」を使用する。
- ウ 「6 実績調書」以外は、応募事業者の名称及びロゴマークなど応募事業者が判別できるものを記載しないこととする。
- エ 提案書に記載する内容は、参考見積書・内訳書に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。
- オ 仕様書等に記載している内容以外で、この業務の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とする。

8 審査

(1) 審査方法

審査は、防災アプリ導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書類及びヒアリング結果について、評価基準（別紙）により総合的に評価して行い、得点の総計が最も高い者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として特定する。ただし、最高得点者が 2 者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、審査の参加者が 1 者の場合も選考することとし、評価基準により、適否を判断するものとする。

(2) ヒアリング

事業者を選定するに当たり、次のとおりヒアリングを実施する。

- ア ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、後日、電子メールで通知するものとする。
- イ ヒアリングの出席者は、本業務を行う業務担当者を含め 1 事業者につき 3 名以内とする。
- ウ 時間は、1 事業者につき 30 分以内（説明 15 分、質疑 15 分）
- エ 説明は、事前に提出した企画提案書を用いて分かりやすく説明すること。企画提案書に対する説明資料の追加は認めない。

(3) 審査結果の通知

令和 7 年 8 月 22 日（金）頃を目途に、呉市ホームページに掲載するとともに、提案者に対し文書で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約手続

選定委員会において特定された優先交渉権者を受注候補者として協議を行い、地方自治法第 234 条第 2 項の規定による随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。なお、協議の際、提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。た

だし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、次点交渉権者を受注候補者として再度協議するものとする。

ア 受注候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

イ 受注候補者が、呉市から指名除外措置を受けたとき。

ウ 受注候補者が、選定後に虚偽の申し出等により本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかになったとき。

エ 受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、呉市契約規則第36条第1項の各号に該当する場合は免除することができる。

10 その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。

(4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。

(5) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、指名除外措置を行うことがある。

(6) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

(7) 提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。

11 構築に係る参考スケジュール

契約締結日～令和7年12月 システム構築

令和8年1月

防災行政無線操作卓接続・アプリ仮運用

令和8年2月

アプリ本運用

12 担当部署（問い合わせ先）

事務局：呉市 総務部 危機管理課

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

電話：0823-25-3326

FAX：0823-25-0315

Eメール：kurekiki@city.kure.lg.jp

※来課の場合は、事前に電話連絡をすること。

(別紙) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
①提案方針	・本業務導入の目的や方針を正しく理解し、アプリなどの構成について合理的な提案ができているか。	2 5
②導入実績	・他の地方自治体等において十分な導入実績があるか。	2 5
③仕様書との適合	・防災アプリ導入業務仕様書に記載された仕様を全て満たしているか。	2 5
④防災啓発, 平時の活用	・防災啓発や平時の活用を期待できる機能提案があるか。	2 5
⑤セキュリティ対策	・個人情報を含むデータの取り扱いや、情報漏洩対策等、セキュリティ対策は十分か。 ・冗長化やバックアップ等における継続性は十分か。	2 5
⑥使いやすさ, 操作性	・誰でも使いやすく見やすいアプリになっているか。	2 5
⑦継続性	・ユーザのニーズに対応できるアプリのアップデートの実施や拡張性の確保について提案があるか。 ・アプリを複数年継続して発注者に提供できるか (提供後数年でサービスを終了する予定はないか)	2 5
⑧利用促進	・アプリの活用促進やダウンロード数を伸ばすための取組はどうか。	2 5
⑨サポート	・ヘルプデスクによるサポート体制及びトラブル発生時の解決に向けた迅速な対応はどうか。	2 5
⑩コスト	・見積額が最も低い提案者を満点とする。 それ以外の者は次のとおり計算する。 配点× (最低の見積価格／提示価格) ※小数点第1桁切り捨て)	5 0
⑪独自提案	・独自提案がある場合、市及び市民にとって有益なものとなっているか。	2 5
合 計		3 0 0

各評価項目は以下の基準に基づき、0点から2.5点までの6段階で評価する。

- 2.5点：特に評価が高い
- 2.0点：評価が高い
- 1.5点：普通である
- 1.0点：評価が低い
- 0.5点：非常に評価が低い
- 0点：評価できない